和光病児保育室　利用規約

乳幼児をお預かりすることについて以下の共通認識を持つことによって、乳幼児を安全にお預かりし安心して病児・病後児保育業務をお任せいただけるよう本規約を定めるものとする。

第１条　（目的）　乳幼児の保護者(以下「保護者」とする)は、当病児保育室に対し、保護者の保護下にある利用申請書(別紙)記載の乳幼児の病児・病後児保育を委託し、病児保育室はこれを誠実に遂行します。

第２条　（委託時間）　１　委託時間は利用規約「利用時間」欄　記載の通りにします。

２　保護者は、利用規約「利用時間」欄　記載の終了時刻までに、必ず当施設に乳幼児を迎えに来てください。

３　前項の終了時刻については、原則として延長はありません。なお、保護者がやむを得ない事情によって前項の終了時刻までに当施設に来所できない場合、必ず事前に病児保育室に連絡しなければなりません。終了時刻に遅れた場合は、延長料金のお支払いをお願いいたします。(￥１０００/３０分)

第３条　（委託内容）　１　病児保育室が、保護者から乳幼児をお預かりした時点より業務を開始いたします。

２　病児保育室所属の看護師または保育士(以下「看護師」「保育士」とする)が、体調管理をしつつ安静に過ごせるようお子様を保育いたします。

３　看護師又は保育士が、乳幼児の病態を定期的に観察し、必要な場合には医師の指示のもと医療行為や与薬など医療に準ずる行為を施行します。症状を判断したうえで行う医療行為については、利用規約(本紙)記載の保護者の連絡先にその旨を伝えますが、連絡が取れない場合や緊急の場合は事後に報告することとします。

第４条　（料金の支払い）　１　保護者は、病児保育室に対し、乳幼児を預ける時に所定の料金を支払います。(利用料一律￥４，０００)

２　保護者は、延長料金については、乳幼児のお迎え時に支払います。

３　保護者は、キャンセル料(一律￥２，０００)については、指定日までに直接支払います。キャンセル料が発生するのは利用する日の前日の 17 時以降です。

第５条　（善管注意義務等）　１　病児保育室は、善良な管理者の注意義務を持って、乳幼児をお預かりいたします。

２　病児保育室は、乳幼児の特殊事情に起因して発生した事故のうち、利用申請書の「その他連絡事項」の欄に記載ない事情に起因する事故については責任を負いません。

３　病児保育室は、乳幼児にすでに疾病が認められ、これが悪化し、またはこれに関連・併発・起因して発生した事故(病名が同じであるか否かを問わない)については、責任を負いません。

第６条　（責任限度額）　１　病児保育室は、万が一病児保育室の責めに帰すべき事由によって乳幼児に事故が発生した場合、病児保育室が加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、保護者及びお子様の損害を補償するものとし、且つ、同保険金額をもって責任の限度とします。また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、責任を負担するものとします。

第７条　（緊急医療）　１　保護者は、乳幼児の緊急医療措置が必要になったにもかかわらず、その連絡を受け取ることができなかった場合、病児保育室の判断で必要な医療措置を受けることに包括的に同意します。

２　また、さらに治療が必要になった場合、病児保育室が選択した医療機関にお子様を搬送し医療措置を受けることについて事前に同意します。なお、この場合病児保育室は搬送先医療機関の医療措置の内容・結果等について責任は負いません。

以上

医療法人社団喜恵会　理事長

上記利用規約に同意します　　令和　　年　　月　　日

保護者名　　印　　乳幼児の氏名

緊急連絡先　氏名①　　続柄　　電話番号

緊急連絡先　氏名②　　続柄　　電話番号

利用時間　　：　　～　　：　　お迎えに来る方　氏名